

平成22年 5月31日現在

研究種目：基盤研究（B）  
 研究期間：2007年度～2009年度  
 課題番号：19330012  
 研究課題名（和文）国際人権規約B規約の政府報告フォローアップの展開と課題  
 研究課題名（英文）Development and Challenges of Follow-Up to Concluding Observations of States Parties' Reports under the International Covenant on Civil and Political Rights  
 研究代表者  
 安藤 仁介（Ando Nisuke）  
 （財）世界人権問題研究センター・所長  
 研究者番号：20026777

研究成果の概要（和文）：「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」の自由権規約委員会が、締約国の提出する政府報告を審査し、勧告を含む総括所見を採択して、そのフォローアップを求める慣行を確立した。本研究は、各締約国が、これらの勧告を受け入れているかいないか、また、各国に固有の文化的・社会的・宗教的構造が、それにどのように影響を与えるかを比較検討し、自由権規約の保障する人権を実現するためには、どのような課題が存在するかを分析した。

研究成果の概要（英文）：Through an analysis of follow-up to Concluding Observations on States parties' reports adopted by the Human Rights Committee, this study examines how each State party implements the Committee's recommendations contained in the Concluding Observations and how the State's proper cultural, social, and religious elements affect the implementation, in order to clarify the problems of the human rights standards enshrined in the International Covenant on Civil and Political Rights.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
19年度	4,200,000	1,260,000	5,460,000
20年度	3,000,000	900,000	3,900,000
21年度	4,100,000	1,230,000	5,330,000
年度			
年度			
総計	11,300,000	3,390,000	14,690,000

研究分野：国際人権法

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際人権法、自由権規約、自由権規約委員会、政府報告、報告書審査制度

## 1. 研究開始当初の背景

（1）市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の政府報告制度は、締約国が人権の実施状況について定期的に報告を行い、条約実施機関である自由権規約委員会がこれを審査する手続であり、すべての締約

国に義務づけられている制度である。2002年以降、締約国に対し、自由権規約委員会が、特に懸念する緊急の国内の人権状況について1年以内の回答を求める政府報告書フォローアップ制度が始まっている。

(2) 政府報告書審査の総括所見 (Concluding Observations) に示される自由権規約委員会の勧告に沿って、事態の改善に努力する国 (西欧諸国の場合が多い) もあれば、委員会の勧告にもかかわらず事態の改善がみられない国も、非西欧諸国を中心に、多数存在する。そのような状況を踏まえ、勧告を履行している国は、なぜ履行できているのか、できない国はなぜできていないのか、あるいは履行できる勧告と履行できない勧告にはどのような違いがあるのか、その背景は何かを、文化的・宗教的・社会的構造といった締約国の歴史、文化、伝統面まで掘り下げて検討したいとの着想が、本研究申請に至った経緯である。

(3) 自由権規約の諸規定の国内実施を、政府報告書のフォローアップ制度に焦点を当て、単に法的な検討にとどまらず、文化的、宗教的、社会的背景に立ち入り、比較検討しようとの試みは、国内においては初めての研究であり、世界的にみてもほとんど例がない。したがって、その研究成果は、日本のみならず世界の国際人権保障に関する研究にとって、貴重な貢献となることが期待される。

(4) 研究開始時には、2002年に政府報告書フォローアップ制度が開始されて以降、初めて、日本が第5回目となる政府報告書を自由権規約委員会に提出しようとしている段階であった。政府報告書フォローアップ制度の実効性について、地域別に比較検討をおこなう本研究は、日本の人権状況の改善に向けた方策を探るという実践的意義をも併せて有している。

## 2. 研究の目的

(1) 政府報告審査のフォローアップ制度は、すでに5年の実績をもつ制度であるが、その回答には各国が抱える人権問題の特殊性や個別性が如実に映し出される。普遍的とされる自由権規約が締約国に根づかない背景は何かという国際的な人権保障体制の確立にとって重要な問題を考えるために、この政府報告書フォローアップの分析と検討は格好の素材を提供する。

(2) 本研究は、条約規定の国内実施に関して、各締約国に固有の問題、特に文化的、宗教的、社会的構造の問題があることを抽出し、かかる構造を背景として生ずる人権の懸念状況の改善に各国がどのように対処しているかを、各国のフォローアップ回答を収集・整理した上で、比較検討することをその目的とする。

(3) 回答が人権状況の改善に資する場合はともかく、そうではない場合に、委員会はいかに対応すべきか、自由権規約の実施をめぐる制度の課題を抽出することも併せて研究の目的である。

## 3. 研究の方法

(1) 自由権規約委員会の政府報告書審査において、政府報告フォローアップの対象となった国を網羅的にリストアップし、既に検討を終えているもの、新たに1年以内の回答が求められた事例を整理し、未検討なものを研究分担者に割り当てて、共同研究会において順次報告し、分析・検討する。

(2) 報告を基礎に、国名、総括所見で示された懸念事項及び勧告、そのうち1年以内に回答が求められた事項、締約国による回答、特別報告者による勧告を、データ化する。

(3) 個人通報事例のフォローアップと政府報告フォローアップの相関関係などを探り、人権状況の改善を阻む、文化的、宗教的、社会的構造の分析を行う。

(4) 各フォローアップ事例につき、なぜ是正措置がとられたか、又はとられなかったかを、国ごとに検討し、その歴史的・文化的・社会的背景の特徴と原因について比較検討する。

## 4. 研究成果

(1) 2007年度から2009年度の3年間にわたり、共同研究会において、政府報告フォローアップに関する報告・検討をおこなった。研究会で扱った政府報告と報告担当者は以下の通りである。

### 2007年度

- 1) リトアニア第2回政府報告 (4月22日: 前田直子)
- 2) アメリカ合衆国第2回および第3回政府報告 (5月27日: 坂元茂樹)
- 3) ベネズエラ第3回政府報告 (6月17日: 中井伊都子)
- 4) 中央アフリカ共和国第2回政府報告 (7月29日: 北村泰三)
- 5) ボスニア・ヘルツェゴビナ第1回政府報告 (9月23日: 徳川信治)
- 6) タジキスタン第1回政府報告 (9月23日: 西井正弘)
- 7) 韓国第3回政府報告 (10月14日: 金東勲)
- 8) トーゴ第3回政府報告 (11月25日: 前田直子)

9) ケニア第2回政府報告(2月24日:薬師寺公夫)

10) モーリシャス第4回政府報告(3月23日:坂元茂樹)

2008年度

1) アルバニア第1回政府報告(4月27日:前田直子)

2) スリランカ第4回および第5回政府報告(6月29日:西井正弘)

3) エルサルバドル第4回および第5回政府報告(7月20日:本間浩)

4) セルビア・モンテネグロ第1回政府報告(11月23日:薬師寺公夫)

5) ウクライナ第6回政府報告(2月22日:金東勲)

6) ウガンダ第1回政府報告(3月22日:初川満)

2009年度

1) イタリア第5回政府報告(4月26日:前田直子)

2) グルジア第2回および第3回政府報告(5月31日:金東勲)

3) アイスランド第4回政府報告(7月19日:薬師寺公夫)

4) シリア第2回政府報告(10月18日:西井正弘)

5) イスラエル第2回政府報告(11月22日:中井伊都子)

6) ウズベキスタン第2回政府報告(12月20日:金東勲)

7) デンマーク第5回政府報告(2月21日:前田直子)

8) アイルランド第3回政府報告(3月21日:本間浩)

(2) 各国政府からのフォローアップ情報の遅延、さらに情報のインターネット上での公開の遅延により、当初、想定したペースで研究と報告をおこなうことは容易ではなかったが、検討可能な政府報告については網羅的な研究をおこなってきたと考えている。

(3) また、3年間の科研費研究を総括する目的で、最終年度にあたる2010年1月31日に、韓国、フィリピン、タイから専門家を招聘し、国際シンポジウム「規約人権委員会のフォローアップ手続の実効性」を開催した。シンポジウムには、本科研費研究の研究代表者、研究分担者に加え、国際人権法を専門とする研究者、法曹関係者、NGOが参加し、活発な討論をおこなった。

(4) 本研究、および本研究に先立ち、平成15年度より平成17年度までおこなわれた科研費研究「多文化社会における国際人権規約

B規約のフォローアップに関する体系的研究」で得られた成果からは、普遍的と理解される人権概念を体現する人権条約が適切に実施されるためには、各国に固有の文化的社会的背景の理解が不可欠であることが改めて浮き彫りになる。そうした理解に立脚しつつ、人権状況に関して具体的な改善が実施されるよう、各国政府との間で建設的な対話を継続することが重要である。

(5) 平成22年度から4年間の予定で実施する科研費研究「国連人権理事会の実効性—普遍的定期審査を中心に」でおこなう、国連人権理事会における「普遍的定期審査」の有効性の分析と検討により、これらの研究成果を一層、深める所存である。そのことにより、国際的人権保障体制の課題を多角的に分析・検討するとともに、その発展に貢献する具体的かつ体系的な研究に取り組んでいきたいと考えている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計10件)

① 薬師寺公夫「裁判所にアクセスする権利の適用範囲(1)—欧州人権裁判所六条一項と自由権規約一四条一項の比較」『世界人権問題研究センター 研究紀要』第15号、29-60頁、2010年、査読無し

② Nisuke Ando, “Multiculturalism and the Human Rights Committee”, in Sienho Yee and Jacque-Yvan Moris (eds.), *Multiculturalism and International Law: Essays in Honour of Edward McWhinney* (Koninklijke Brill NV) pp.329-344, 2009, 査読無し.

③ 坂元茂樹「条約実施機関の解釈権能—自由権規約2条1項の解釈をめぐって」坂元茂樹編『国際立法の最前線』137-163頁、2009年、査読無し

④ 薬師寺公夫「日本における人権条約の解釈適用」『ジュリスト』1387号、47-57頁、2009年、査読無し

⑤ 安藤仁介「自由権規約および選択議定書と規約人権委員会—同委員会委員20年の経験から」『国際法外交雑誌』107巻1号、1-14頁、2008年、査読無し

⑥ 岩沢雄司「自由権規約と国連人権機構」『国際人権』19号、134-138頁、2008年、査読無し

し

⑦薬師寺公夫「国際人権法の解釈と適用をめぐるわが国の課題」『法律時報』80巻5号(日本評論社)31-37頁、2008年、査読無し

⑧ Nisuke Ando, “The Development of the Human Rights Committee's Procedure to Consider States Parties' Reports under Article 40 of the International Covenant on Civil and Political Rights”, in Marcelo C. Kohen (ed.), *Promoting Justice, Human Rights and Conflict Resolution through International Law: Liber Amicorum Lucius Caflisch*, pp.17-32. 2007, 査読無し

⑨北村泰三「接見交通権の秘密性と自由権規約14条」『国際人権』17号、84-88頁、2007年、査読無し

⑩村上正直「日本の第5定期報告書について」『部落解放研究』179号、2-11頁、2007年、査読無し

[学会発表] (計5件)

① Nisuke Ando, “Human Rights Monitoring Institutions and Multiculturalism: Keynote Address”, The International Conference on Human Rights in the Asia-Pacific Region: Towards Institution Building, 27 November 2009, Sydney University (Australia)

② Shigeki Sakamoto, “The Long and Winding Road to Establish the Institution for Human Rights in the Asia-Pacific Region”, The International Conference on Human Rights in the Asia-Pacific Region: Towards Institution Building, 27 November 2009, Sydney University (Australia)

③岩沢雄司「自由権規約委員会の活動」国際人権法学会、2009年11月15日、甲南大学

④坂元茂樹「国連人権理事会諮問委員会—不連続と連続の狭間で」国際人権法学会、2009年11月15日、甲南大学

⑤岩沢雄司「自由権規約委員会と国連人権機構」国際人権法学会、2007年11月11日、愛知学院大学

[図書] (計2件)

①坂元茂樹(編)『国際立法の最前線』有信堂、2009年、472頁

②Kyoto Human Rights Research Institute, *Proceedings of the International Symposium “Effectiveness of Human Rights Committee’s Follow-up Procedure”*, 2010.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安藤 仁介 (ANDO NISUKE)

(財) 世界人権問題研究センター所長

研究者番号: 20026777

(2) 研究分担者

岩沢 雄司 (IWASAWA YUJI)

(財) 世界人権問題研究センター嘱託研究員

研究者番号: 20114390

金 東勲 (KIM DONGFUN)

(財) 世界人権問題研究センター嘱託研究員

研究者番号: 20067911

西井 正弘 (NISHII MASAHIRO)

(財) 世界人権問題研究センター嘱託研究員

研究者番号: 60025161

薬師寺 公夫 (YAKUSHIJI KIMIO)

(財) 世界人権問題研究センター嘱託研究員

研究者番号: 50144613

坂元 茂樹 (SAKAMOTO SHIGEKI)

(財) 世界人権問題研究センター研究第一部部长

研究者番号: 20117576

村上 正直 (MURAKAMI MASANAO)

(財) 世界人権問題研究センター嘱託研究員

研究者番号: 70190890

小畑 郁 (OBATA KAORU)

(財) 世界人権問題研究センター嘱託研究員

研究者番号: 40194617

中井 伊都子 (NAKAI ITSUKO)

(財) 世界人権問題研究センター嘱託研究員

研究者番号: 70280683

徳川 信治 (TOKUGAWA SHINJI)

(財) 世界人権問題研究センター嘱託研究員

研究者番号: 60280682

北村 泰三 (KITAMURA YASUZO)

(財) 世界人権問題研究センター嘱託研究員

研究者番号: 30153133

初川 満 (HATSUKAWA MITSURU)

(財) 世界人権問題研究センター嘱託研究員

研究者番号: 70218494